

マイナンバー制の開始に備える！ 人財管理ソリューション 『Generalist』

人事・給与管理から人材育成・評価までを含むトータル人財管理ソリューションシステムの『Generalist』。人財管理の枠を超え、人的財産の価値と企業パフォーマンスの向上を実現する信頼の高さで、5,500社・650万人以上の導入実績を蓄積している。業務運用の効率化を支える先端の技術はもちろん、導入から運用開始後の支援まで、安心のサポートで頼りになるビジネスパートナーだ。2015年に番号付与が始まる「マイナンバー制」への対応もデータを預かる企業側は気がかり。法制度および『Generalist』でのサポートの動向をうかがった。



製造・産業・社会インフラソリューション事業部
業務ソリューション技術部
参事 丸箸宏秋氏

個人情報保護法より厳格 罰則規定の適用に留意

マイナンバー法（番号法）とは、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。2015年には番号の付与が始まり、利用は2016年1月からとされる。マイナンバー制度の概要は次の通り。

- ① 利用目的は、「税」「社会保障」「災害対策」に限られる
- ② 通常の個人情報より高い健全性が求められる（より厳格化された罰則が別途定義されている）
- ・アクセス履歴、利用履歴の管理
- ・用途外利用を排除する仕組み
- ・安全管理措置への定期的な監

査、見直し

- ③ 雇用契約期間に合わせた情報の取得、管理、廃棄が必須
- ④ 各企業が個人番号を取得する場合には、本人確認・委託が必要（本人実在性、番号申請）
- ⑤ 管理する企業側には、通常の労務アプリ（給与など）と別システムでの管理が分かりやすいとされている（ガイドラインでは各企業の『自己責任』と定義される可能性あり）
- ⑥ 2015年10月から番号通知、2016年1月以降の報酬に関する納付物に適用（税関連より順次）

企業側には、従業員や支払先などの個人番号を厳格に管理する義務を求める内容であり、法制度のスタートを前に対応準備は不可欠な状況だ。

2015年10月からの番号通知、2016年1月からの番号利用に向けて、今から留意すべき点は何か。

『Generalist』を所管する業務ソリューション技術部の丸箸宏秋氏にお話をうかがってこよう。

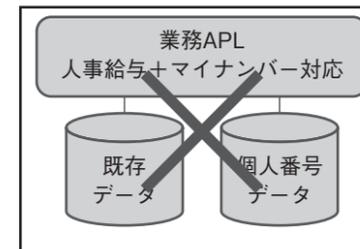
リスクヘッジを図るには？ ユーザー会で情報交換

「ポイントは大きく分けて2つあります。1点目は、現状の個人情報保護法と異なり、マイナンバー法では、かなり厳しい罰則があるという点です。2点目は、社内規定や業務規程の大幅な見直しが必要になるという点です。ただし、『Generalist』を導入されている企業が集まって情報交換を行うユーザー会においても、“厳しい法律だということは分かるが、具体的に何をやればいいのかはまだ不透明”といった意見が多いのが現状です」

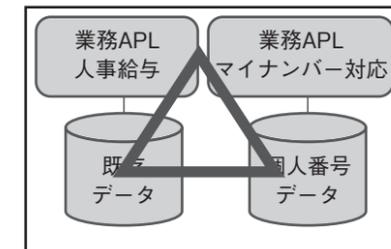
不透明感を残したままでは、企業側としても戸惑う。そもそも何が不透明で、今後の対応スタンスはどのようになるのだろうか。

システム化の要件は専門家によっても法の解釈が異なる

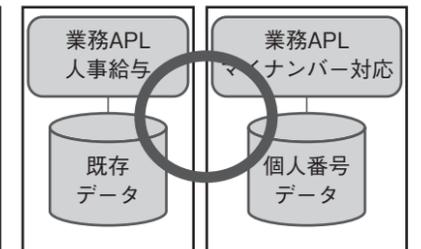
現行SYSの延長線でマイナンバー管理SYSを構築



同一サーバ内で業務APLを分けてマイナンバー管理SYSを構築



サーバを分割し、別の業務APLでマイナンバー管理SYSを構築



※2014年9月現在の情報からの想定です。

「ひとこと言いますと、法解釈が広い分、専門家たちの意見も分かれています。従って、今後は、企業のリスクヘッジをどうとらえるかが大きなポイントになると考えています。とりわけ組織規模の大きな企業にとっては、それだけ作業ボリュームが膨大になりますので、“それをどう解決するのか”というストレートな不安の声も少なくありません。弊社ではマイナンバー法だけにポイントを絞ったユーザー会も定期的開催しています。やはり隣の会社が何をやっているのかは気になる場所ですので、非常に多くのお客様が参加しています。この制度に関する私たちからの情報提供、想定される課題解決に向けて今後『Generalist』で扱っていくスタンスをはじめ、お客様同士の情報交換も毎回、活発に行われています」

業種によって対応が異なる 今後も動向を注視していく

ところで、マイナンバーの導入

は、業種によってその対応も異なる。例えば、年間を通して人材の配置が比較的固定されている製造業と、中元・歳暮など季節ごとに人材の出入りが生じる流通業などでは、雇用契約期間に合わせた情報の取得・管理・廃棄の扱い方が異なるからである。

「私どものユーザー会でも、例えば、飲食店など多店舗展開を図っている企業は、現実的に紙の記録を残していかなければならないということで、その対応に留意されていました。また、グループ企業の場合には、転籍や出向も頻繁に行われますので、それに対する膨大な事務量の負担軽減をシステムに期待しているとの声も私たちに多く寄せられています。あるいは、海外に駐在する従業員はマイナンバー法の適用外とされますが、日本に家族を残している場合には対象になりますので、その際の処理の仕方について情報を求めるお客様もありました。いずれにしても、万が一、個人情報が流出した

際の企業の信用失墜は、これまでの個人情報保護法とは比べようがなく厳しいものになります。コストがかかってもより健全性の高いシステムを求めお客様の声も少なくありません。そういった心配を背景に、企業が困惑していることは確かですので、私たちとしてはなるべく早期に情報を集約し、それを意見交換会のような場で提供して、有意義な議論の機会につなげていきたいと思っています。また、弊社は担当官庁との連絡も密にして仕事を進めていますので、情報はすべて漏らさず、お客様にフィードバックしていきたいと考えています。今後も人と組織と共に成長を続ける『Generalist』を、どうぞよろしくお願いたします」

●お問い合わせ先
東芝ソリューション株式会社
〒212-8585 川崎市幸区堀川町72番地34
TEL：044-331-1191
E-mail：generalist@toshiba-sol.co.jp
URL：http://Generalist.toshiba-sol.co.jp